

（中小企業庁金融課）

項 目 名	銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	【措置の概要】 研究開発税制、中小企業経営強化税制、賃上げ促進税制その他各種中小企業向け税制の適用対象となる中小企業者については、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を同一の大規模法人に所有されている法人等は除外されている（措令 27 の 4 ⑰）。 このため、銀行等の投資専門子会社が事業再生又は事業承継等を目的として中小企業へ出資を行う場合であっても、当該出資先企業が中小企業にもかかわらず大企業による出資や役員支配により実質的に大企業の影響下にあると判断される企業（「以下、みなし大企業」という。）に該当し、中小企業向け税制措置の対象外となる場合がある。 【要望の内容】 事業再生又は事業承継支援等を目的として銀行等の投資専門子会社から出資を受けた企業について、中小企業向け税制措置の適用対象となる中小企業者の判定において、当該投資専門子会社を大規模法人に該当しないものとして取り扱うよう所要の措置を講ずることを要望する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲19 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 地域の中小企業においては、経営者の高齢化や後継者不足の進展により、事業承継及び事業再生の必要性が高まっている。他方、事業再生や事業承継の局面では財務基盤が脆弱化しやすく、金融機関による融資のみならず、資本金資金の供給を通じた経営基盤の強化が重要となっている。 このため、銀行等の投資専門子会社によるリスクマネー供給を促進し、地域企業の事業価値向上、雇用維持及び地域経済の持続的発展を図ることを目的とする。 また、事業再生及び事業承継に取り組む中小企業について、中小企業向け税制措置の継続的な活用を可能とすることにより、生産性向上投資、設備投資及び賃上げを促進し、持続的な成長を実現することを目的とする。 なお、株式会社商工組合中央金庫については、コロナ以降の中小企業の事業再生ニーズに応えるため、業務範囲を銀行法と同等になるよう株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）を改正した（2025 年 6 月改正法施行）。2026 年 4 月～組織再編を行い、5 つの事業本部制に移行したが、そのうちの一つに「ターン・アラウンド事業本部」という事業再生を専門で行う部署を設置した。中小企業の伴走支援とあわせて、エクイティサイドの支援を行うことにより、中小企業の事業再生支援を強化していく方針。 (2) 施策の必要性 銀行等の投資専門子会社による出資は、一般事業会社による支配的な投資とは異なり、一定期間における企業価値向上及び事業再生・事業承継等の実現を目的としたものである。 しかしながら、現行制度では、銀行等の投資専門子会社が一定割合以上出資した場合、出資先企業が「みなし大企業」に該当し、研究開発税制、中小企業経営強化税制、賃上げ促進税制等の中小企業向け税制措置を活用できなくなる場合がある。 事業再生又は事業承継に取り組む企業にとって、これらの税制措置は経営改善や成長投資を支える重要なインセンティブであり、その適用除外は再生・承継支援の効果を減殺するおそれがある。 このため、銀行等の投資専門子会社による事業再生会社及び事業承継会社等への出資については、「みなし大企業」判定における大規模法人の適用対象から除外し、出資先企業が中小企業向け税制措置を継続して活用できるような制度を見直すことが必要不可欠である。 「成長投資を促進するための金融戦略」（令和 8 年 7 月 21 日）（抜粋） 中小企業へ一定以上の出資を行う場合、出資先が「みなし大企業」に該当し、中小企業向けの税制優遇が非適用となる取扱いについて、銀行等による事業再生・承継支援に係る出資を促進する観点から、見直しを検討する。
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	銀行等の投資専門子会社による資本供給を通じて、事業再生企業の経営改善や事業承継企業の事業継続などを実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度 204件 令和10年度 204件 令和11年度 204件 （注）令和8年度実績を記載。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業再生又は事業承継支援等を目的として銀行等の投資専門子会社から出資を受けた企業について、中小企業向け税制措置の継続的な活用が可能となることで、経営基盤の強化と成長投資が促進される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	銀行等の投資専門子会社による出資は、一般事業会社による事業支配を目的とする投資ではなく、企業価値向上及び地域経済の維持を目的とするものである。

			そのため、「大企業に実質的に支配される企業を中小企業税制の対象外とする」という現行制度の趣旨との整合性を損なうものではない。 したがって、事業再生又は事業承継等を目的とした銀行等の投資専門子会社による出資については、「みなし大企業」判定における大規模法人から除外する措置を講ずることが政策手段として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	
担当部局（課）及び担当者		—	